平成２７年（フ）第２８１４号
大阪市住吉区長居西３丁目５番２号　アスカマンション　25号
債務者　泉　　孝幸
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８６６号
大阪市西区西本町２丁目４番10―505号、前住所大阪市大正区鶴町１丁目17番４―304号
債務者　川本　洋子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９１９号
大阪市西区川口３丁目11番10号　702
債務者　渡辺　美幸
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５５４号
東京都八王子市元本郷町３丁目８番14号
債務者　花上　和美
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４３号
栃木県佐野市新吉水町291番地３　ファミーユⅠ　101、前住所栃木県佐野市吉水駅前１丁目７番地７
債務者　山本　クメ
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第５４号
栃木県足利市田中町７番地８　足利スカイタワー16　902号
債務者　伊藤　素弓
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第６６１４号
東京都大田区池上３丁目39―９―303
債務者　明崎　和美（旧姓榊原）
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６７０号
東京都中野区松が丘１丁目５－１―202
債務者　高橋久美子（旧姓堀江）
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７４３号
東京都江東区森下４丁目15―７―203
債務者　野尻　昌志
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７５３号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目６－９―1004
債務者　加来ありさ
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０１号
東京都八王子市久保山町１丁目９番地154　504
債務者　芳賀　凡夫
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４０２号
東京都八王子市久保山町１丁目９番地154　504
債務者　芳賀　咲子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８４号
沖縄県中頭郡嘉手納町水釜544―１　ハイツカデナ406、住民票上の住所長崎県西彼杵郡長与町三根郷54番地87
債務者　新地　可奈
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

免責許可決定

平成２７年（フ）第２１１号
千葉県市原市白金町２丁目35番地38
破産者　渡邉　美和
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２３６号
千葉県八千代市勝田台３丁目34番地11
破産者　冨岡　良行
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係